

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西 予 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧明浜町地域

(1) 現況

本地域は、急傾斜地域で、柑橘専作の農業経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、高齢過疎化が進み、これらを補正する取り組みを行うことが必要である。また、本地域の一部の地域では、環境負荷の軽減に配慮した柑橘農業を行っており、本地域を代表するブランドの一つとなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号、同項第3号に掲げる事業も併せ行うよう働きかけることにより、農業用排水施設の適正管理、生物多様性の保全を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧宇和町地域

(1) 現況

本地域は、肱川上流部に位置した沖積盆地で、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。圃場整備等により大区画整理を実施し、田畑輪換機能を活かした水稻と野菜等の複合経営による高収益化を図り営農活動に取り組んでいるが、過疎化、農業従事者の高齢化により耕作維持が困難な農家も生じると予想されることから農業経営、農作業の受委託及び規模拡大農家への流動集積を図ることが必要である。また、一部中山間地域も有することから、平地地域と比べて生産条件の格差を補正する取り組みもあわせて行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号、同項第3号に掲げる事業も併せ行うよう働きかけることにより、農業用排水施設の適正管理、生物多様性の保全を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧野村町地域

(1) 現況

本地域は、肱川水系の河川によりもたらされる豊かな水源に育まれた平野部から標高 1,400mの四国カルストまで続く急峻な地形を成しており、その殆どが山間農業地域で占められている。また、その標高差による気候の差や狭隘な傾斜地等の地理的条件に合わせて多種多様な農業が展開されており、河川流域や山間部では水源を活用した稲作経営はもとより、中山間地での野菜栽培や薬草栽培、豊富な林産資源を活用した椎茸栽培などに加えて、飼料作に有利な丘陵地や四国カルストの大野ヶ原では県内有数の畜産酪農経営が展開されている。

近年、経営環境の悪化や高齢化による経営体の減少が顕著であり、農業環境を守るための共同作業の負担や農業基盤の老朽化等に伴う費用負担も増大している。地理的にも生産条件が不利な中山間地特有の狭小農地が多く、平野部との生産コストの格差の補正や農地の集積や集約による効率化、新規就農者の確保と営農集団の組成等による担い手の強化が急務となっている。また、農村環境の保全や安心・安全な農産物への関心の高まりから減農薬や化学肥料低減への配慮も必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農用地及び農業用施設の保全管理を行うとともに、同項第2号に掲げる事業も並行して行うことで経営体の負担の軽減や、集落営農等の担い手を強化し、地域農業の活性化を図る。さらには、同項第3号に掲げる事業として、生物多様性の保全のための環境負荷の軽減等が図られる生産方式の取組を推進することにより農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るものとする。

4. 旧城川町地域

(1) 現況

本地域は、標高 700～1,100mの急峻な山々に囲まれ、谷の深い山地を形成し、起伏の激しい地勢であるため、稲作は棚田での小規模経営が多く、高冷地でのトマトや栗、ユズの果樹栽培が盛んであり、飛び地が多いことを活かし有機栽培にも取り組んでいる。しかし、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、深刻な高齢化と、生産条件不利から予想される、耕作放棄地の増加を少しでも減らすよう働きかける。併せて、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、地域全体での農地保全、生物多様性や地域内環境の保全を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧三瓶町地域

(1) 現況

本地域は、南予地域特有の高峻な四国山脈が海岸まで迫る急傾斜地域で、段畑において柑橘栽培等が行われている。このようなことから、農用地の新規開拓・開発は困難であるため、既存の土地基盤を整備し、利用効果を高める取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	明浜町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	宇和町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	野村町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	城川町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	三瓶町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、以下のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧明浜町全域、旧南久米村、旧多田村、旧下宇和村(旧宇和町)、旧野村町全域、旧城川町全域、旧三瓶町全域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧下宇和村(旧宇和町)、旧溪筋村、旧惣川村(旧野村町)、旧城川町全域

(ウ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第44条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む)：全域

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域：旧三瓶町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、勾配が田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満であって、次のいずれかに該当する農用地

a 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、

通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

b 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率の両者が全国の中山間地域の平均以上とする(高齢化率 30%以上、耕作放棄率:田 5%、畑(草地含む。) 10%以上)

c 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在する場合

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

d 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合

1 ha 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

1) 自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者が当該農用地の復旧計画を市長に提出することにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

2) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

3) 交付対象農用地を田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価(対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価)を適用するものとする。

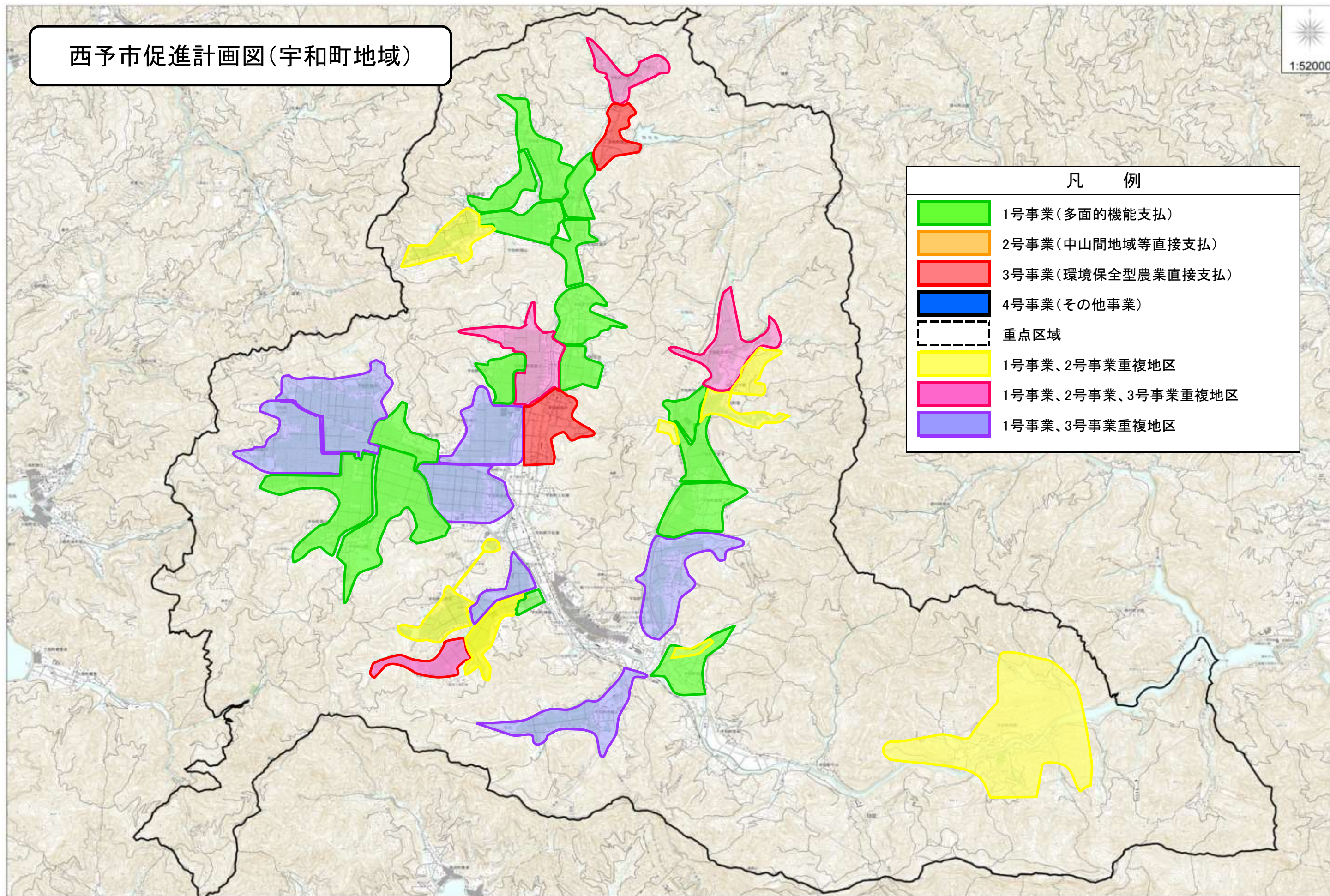
西予市促進計画図(明浜町地域)



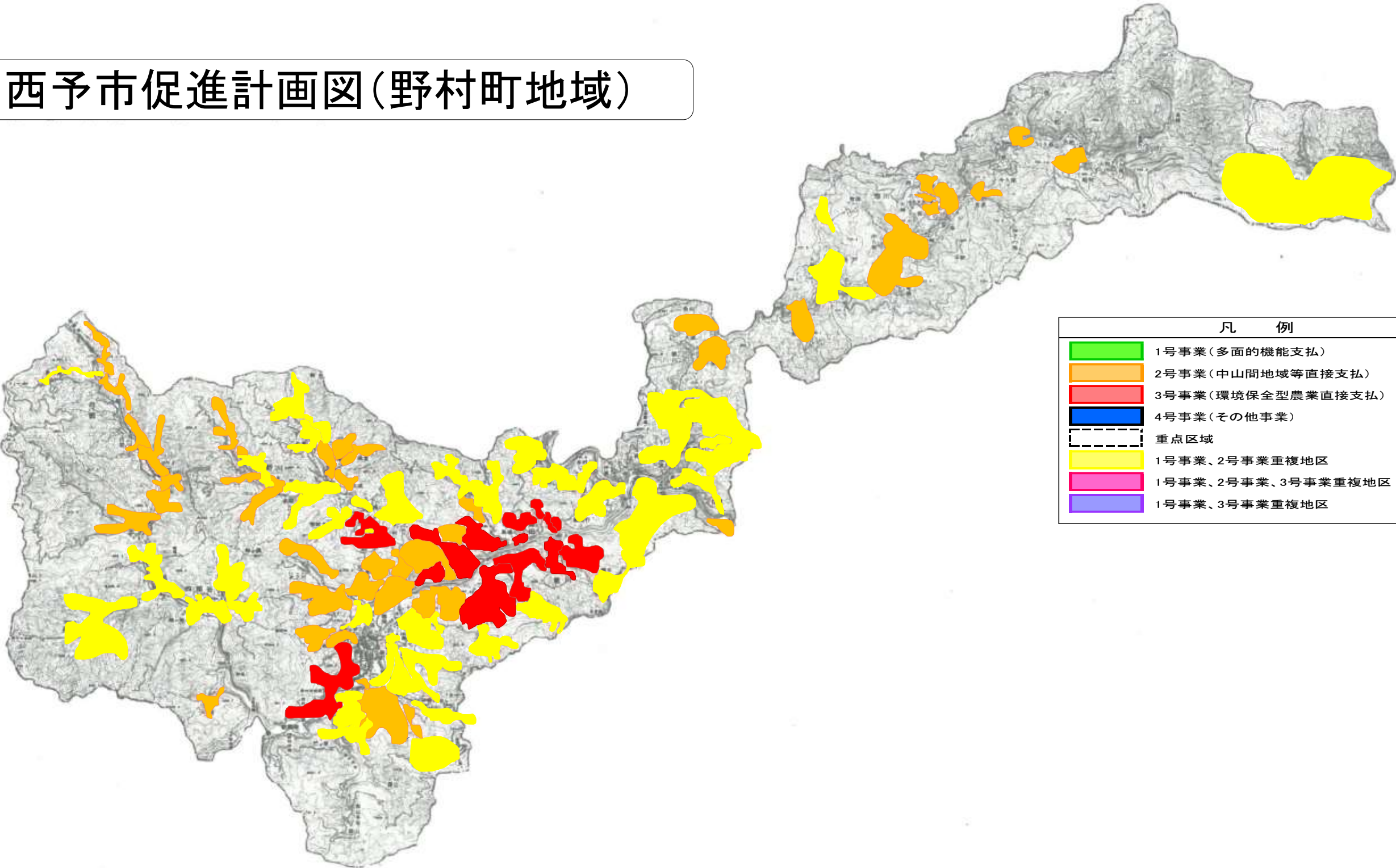
西予市促進計画図(宇和町地域)

1:52000

凡 例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	4号事業(その他事業)
	重点区域
	1号事業、2号事業重複地区
	1号事業、2号事業、3号事業重複地区
	1号事業、3号事業重複地区



西予市促進計画図(野村町地域)

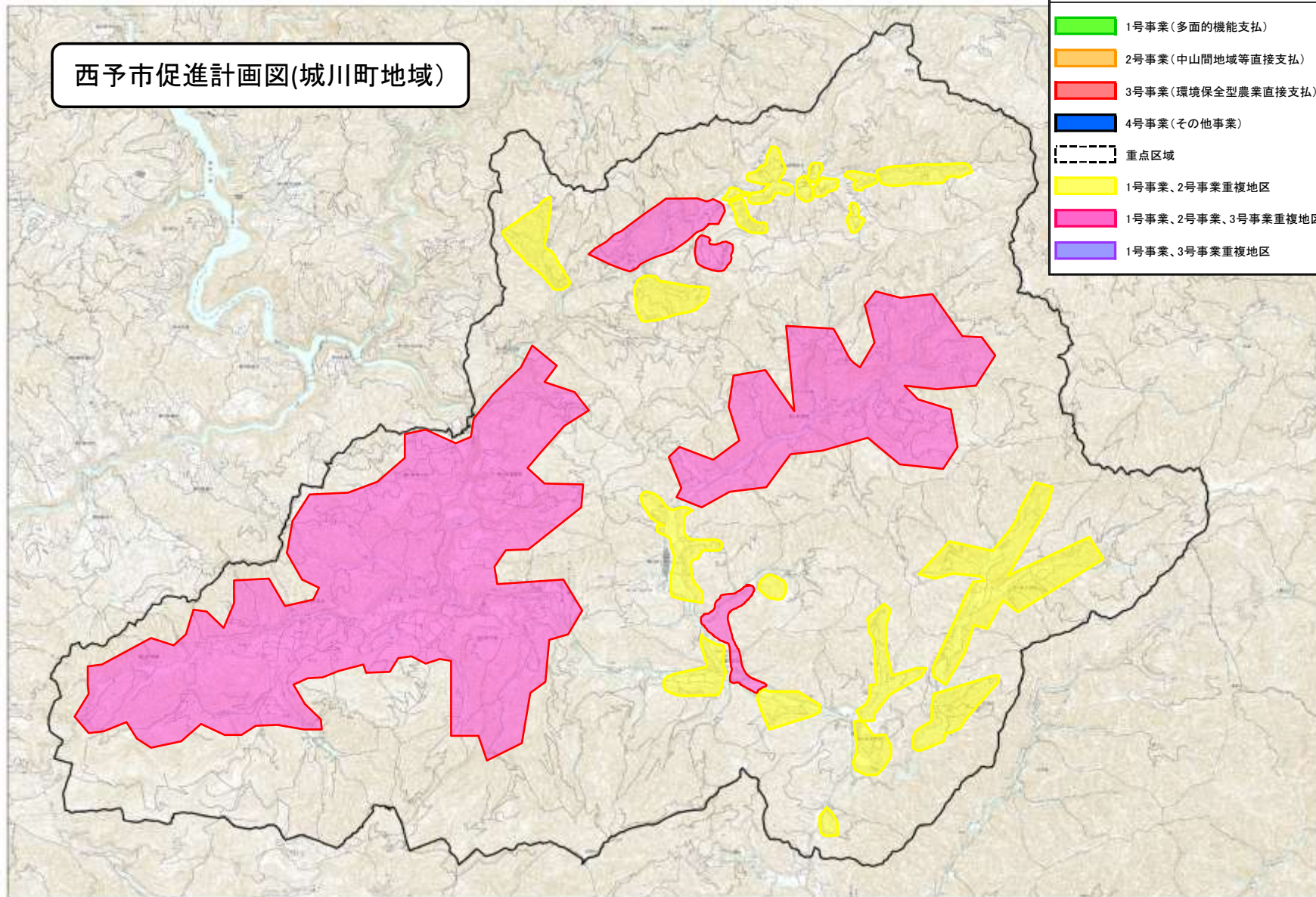


凡 例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	4号事業(その他事業)
	重点区域
	1号事業、2号事業重複地区
	1号事業、2号事業、3号事業重複地区
	1号事業、3号事業重複地区

西予市促進計画図(城川町地域)

凡 例

- 1号事業(多面的機能支払)
- 2号事業(中山間地域等直接支払)
- 3号事業(環境保全型農業直接支払)
- 4号事業(その他事業)
- 重点区域
- 1号事業、2号事業重複地区
- 1号事業、2号事業、3号事業重複地区
- 1号事業、3号事業重複地区



西予市促進計画図(三瓶町地域)

